

社会福祉法人柳井市社会福祉協議会  
柳井市平郡デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人柳井市社会福祉協議会が柳井市から委託を受け運営する柳井市平郡デイサービスセンター(以下「デイサービス」という。)が行う地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という。)は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 自らその提供する地域密着型通所指定介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

3 具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 地域密着型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助。

(2) 地域密着型通所介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 介護技術の進歩に対応し、親切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 社会福祉法人 柳井市社会福祉協議会  
柳井市平郡デイサービスセンター

(2) 所在地 柳井市平郡1824番地2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 デイサービスに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、デイサービスの従業者の管理及び通所介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

(3) 機能訓練員 1名以上

(4) 介護職員 1名以上

生活相談員等は、通所介護計画及びサービスの実施状況及び目標の達成の記録を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 デイサービスの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める日、年末年始(12月29日から12月31日及び1月2日から1月3日まで)を除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前9時30分から午後3時40分までとする。

(4) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護者の利用定員は、10名とする。

(地域密着型通所介護の内容)

第7条 地域密着型通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 送迎

(2) 病状障害の観察

(3) 入浴食事及び日常生活の世話

(4) レクリエーション及び機能訓練

(利用料その他の費用の額等)

第8条 法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額、又は居宅支援サービス費用基準額から、当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用者の額と、指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施区域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係る指定地域密着型通所介護の提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用。延長1時間につき1,000円

(3) 昼食代(おやつ代含む) 650円

- (4) 食事等への特別な配慮・レクリエーション等の費用 150円
- (5) おむつ代 100円
- (6) 洗濯代 100円
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用にあつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

(通常の事業実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、柳井市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用者又は家族は、指定地域密着型通所介護事業者から当該サービスの内容及び費用について説明を受け、利用者は書面による同意をしなければならない。

(緊急時における対応策)

第11条 利用者の急変等に備える為、あらかじめ診療所、協力医療機関との間に連携及び支援体制を定める。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 地域密着型通所介護従業者の資質の向上のため、その研修の機会を確保する。

(感染予防対策)

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 虐待防止のための指針に基づき、虐待防止検討委員会を設置し責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要場な措置を講ずるものとする。

**附 則**

この規程は、平成17年2月21日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年10月19日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。